

## 介護にかかる税控除 ～申告には認定書・証明書が必要です～

問 長寿支援課 ☎ 32 - 3042

介護保険の要介護認定を受けている方で、一定の要件に該当する場合、証明により所得税や住民税の控除を受けられることがあります。

### ▶ 障害者控除

介護保険の要介護認定を受けている方のうち、要介護2以上で、認知症や障がいの程度が知的・身体障がい者に準ずると認められる場合には、障害者控除を受けることができます。この場合は、控除を受けるための認定書が必要ですので、窓口で交付申請をしてください。

※身体障害者手帳等をお持ちの方は、手帳等により控除を受けられますので申請の必要はありません。

### ▶ おむつ代の医療費控除

おむつ代について「医療費控除」を受ける場合、1年目は医療機関の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、2年目以降におむつ代について医療費控除を受ける場合、要介護認定を受けている方は一定の要件に該当すると、申請により市が交付する「主治医意見書確認書」をもって控除を受けることができます。（状態が変化し該当しない場合もあります）

▶ 申請先 長寿支援課、金浦市民サービスセンター、税務課市民サービス班



## 「バスロケーションシステム」導入

問 まちづくり推進課 ☎ 43 - 7510

市内を運行するコミュニティバスの運行状況をリアルタイムで確認できる「バスロケーションシステム」を導入しました。遅延している場合でも、バスが地図上に表示されるため大変便利です。ぜひ利用ください。



サイトはこちら



## 令和4年度にかほ市奨学生を募集

問 教育総務課 ☎ 38 - 2259

- ▶ 対象
  - ・高等学校または同程度以上の学校に進学・在学する方
  - ・品行方正で学業成績に優れた方
  - ・にかほ市民の子（1年以上在住）である方
  - ・学資金の支払いが困難な方
- ▶ 貸与額（月額）
  - ・高等学校、高等専門学校（1～3学年）…月額3万円以内
  - ・短期大学、専門学校、大学、大学院…月額5万円以内
  - ・大学（留学の場合）…月額10万円以内

※学位取得を目的に留学する場合に限りです。
- ▶ 貸与額（入学一時金）
  - ・高等学校、高等専門学校…10万円以内
  - ・短期大学、専門学校、大学、大学院…30万円以内

- ▶ 貸与期間
  - 奨学金を受けるに至った月から、進学・在学する学校における正規の修学期間
- ▶ 返還方法
  - 卒業の6カ月後から、貸与期間の3倍の期間内で返還（無利息）
- ▶ 申請期間
  - 2月1日(火)～3月31日(木)

※申請書類は2月1日(火)以降、教育総務課、市民課市民サービス班、金浦市民サービスセンター、税務課市民サービス班に備え付け。

## 凍結・漏水に注意ください

問 上下水道課 ☎ 74 - 7090

冬期間は凍結により水道管の破損が起りやすくなります。不凍栓（凍り止め）を適切に使用し、露出している水道管へ保温材を巻きつけるなど十分な対策をしてください。

### ▶ 水道使用量が増えたとき

漏水の疑いがありますので、以下の手順で水道メーターを確認してください。地中や床下、壁の中など目視では分からない箇所から漏水していることもありますので定期的に確認してください。

#### 【確認方法】

- ①家の蛇口を全て閉めます。
- ②不凍栓（凍り止め）は全開にします。  
※半開きになっていると地下に水が流れるため水漏れの原因となります。
- ③水道メーターのパイロット（銀色の円盤）が止まっているか確認します。パイロットが回っていると漏水の可能性があり、漏水の疑いがある場合は、市指定給水装置工事事業者へ調査・修理を依頼してください。（代金は自己負担となります）  
※水道管の破損等による漏水のため上下水道料金が高額になった場合、料金の一部が減免になる制度があります。ただし、蛇口の閉め忘れなど減免の対象とならない場合もありますので、上下水道課へ問い合わせください。



パイロット（銀色の円盤）  
回っていないか確認しましょう

### ▶ 空き家・畑などの水道メーター

ふだん使用が少ない建物や畑の水道は凍結の恐れが高く、また、いたずらで使用される可能性があります。定期的に見回りを実施し、使用しない時期には水道メーターを取り外すことをおすすめします。建物については、上下水道課へ使用中止の届出をお願いします。畑などについては、使用者から市指定給水工事事業者へ水道メーターの取り外しを依頼してください。

## 国民年金

問 本荘年金事務所 ☎ 24 - 1111  
市民課 国保年金班 ☎ 32 - 3032

### 《任意加入制度》

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）を受けるためには、保険料の納付済期間や免除期間等の合計が原則として10年以上必要となります。この要件を満たしていない場合、70歳になるまで国民年金に任意加入し、保険料を納めることができます。

また、満額の老齢基礎年金を受けるためには、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければなりません。保険料の納め忘れなどにより、納付済期間が40年に満たない場合は、65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、受給額を満額に近づけることができます。

### 《繰上げ受給と繰下げ受給》

老齢基礎年金は、60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受給することができます。ただし、繰上げ受給を請求した月に応じて年金が減額され、減額率は一生変わりません。

○減額率は、〔請求月から65歳になる前月までの月数〕×0.5%です。

また、66歳以降に繰り下げて受給することもできます。この場合、年金は請求した月に応じて増額され増額率は一生変わりません。

○増額率は、〔65歳になった月から受給申し出の前月までの月数〕×0.7%です。

※70歳以降は、繰り下げしても増額率は上がりません。

### 《前納による保険料割引制度》

国民年金の保険料を前払いすると割引になる「前納」制度には、早割・2年前納・1年前納・半年前納があり、納付方法等によって割引率が異なります。保険料額は年度により変動するため、前納できる期間が決まっています。（2年前納・1年前納は4月から、半年前納は4月または10月から）4月からの前納を希望される場合は、2月末日までに年金事務所または市役所へ申し込みください。



日本年金機構HP



## にかほ市会計年度任用職員募集

問 総務課 人事秘書班 ☎ 43 - 7507

▶ 応募期限 1月25日(火)・17:00

▶ 勤務時間 (早番) 7:00～15:45 ※休憩120分  
(通常) 8:30～17:15 ※休憩120分  
(遅番) 9:00～17:45 ※休憩120分

▶ 応募方法 総務課、金浦市民サービスセンター、市民課市民サービス班に備え付けの指定用紙により応募

| 職種  | 勤務地(担当課)                 | 人数 | 報酬          | 雇用期間           | 勤務形態  | 保険       | 応募条件                     |
|-----|--------------------------|----|-------------|----------------|-------|----------|--------------------------|
| 看護師 | 小出診療所(小出診療所 ☎ 36 - 2124) | 2人 | 7,324円～(日額) | 4月1日～令和5年3月31日 | 週5日程度 | 社保<br>雇保 | 看護師免許および普通自動車運転免許を有している方 |

※業務内容等は、担当課に直接問い合わせください。